

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条 当ホテル締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。
当ホテルでは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)による客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊を希望する方が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められるとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊を希望する方が泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引き受けた場合には、期間を定めて、その宿泊予約の申込み者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項

(宿泊の登録)

第4条 宿泊者は、宿泊日当日に当ホテルのフロントにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認めた事

(チェックアウトタイム)

第5条 宿泊者が当ホテルの客室をあけていただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前10時とします。
当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。
この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
但し、午後4時を過ぎてのご使用は、全額申し受けます。
10時以降から16時迄 1時間ごとに、600円の追加料金
※連泊の宿泊者の方もこれに準じます。

(料金の支払い)

第6条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき、当ホテルのフロントにおいて行っていただきます。
宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第7条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊者の拒絶)

第8条 当ホテルは、お引き受けた宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則にしたがわないとき。

(宿泊の責任)

第9条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合をのぞき、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

第10条 貴重品の紛失・盗難等の事故に対しては、当ホテルはお預かりした場合以外は、責任を負いかねます。